

短期入所生活介護事業所菊地の園運営規程 (ユニット型)

社会福祉法人 長野会

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人長野会が開設する短期入所生活介護事業所菊地の園（以下「事業所」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護（以下「ユニット型指定短期入所生活介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正なユニット型指定短期入所生活介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業は、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業は、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 短期入所生活介護事業所 菊地の園
- 二 所在地 高崎市菊地町 434 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとし特別養護老人ホーム菊地の園の職員を兼務する。

- 一 管理者 1 人（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1 人（非常勤職員 1 人）
医師は、利用者の健康状態を確認し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 三 生活相談員 1 人（常勤職員 1 人、兼務）
生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四 看護職員 3 人以上

看護職員は、利用者の健康状態の確認及び保健衛生上の指導や看護を行う。

五 介護職員 17人以上

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

六 栄養士 1人以上

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

七 機能訓練指導員 1人（常勤職員1人、兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

八 調理員 委託

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

九 事務職員 1人

事務職員は、必要な事務を行う。

2 前項に定める者の他、必要に応じてその他の職員を置く事ができる。

（利用定員）

第 5 条 ユニット型指定短期入所生活介護等の利用定員は、以下のとおりとする。

一 空床利用型 58名以内

（短期入所生活介護の内容）

第 6 条 ユニット型指定短期入所生活介護等の内容は、次のとおりとする。

- 一 食事の提供
- 二 入浴
- 三 機能訓練
- 四 レクリエーション
- 五 健康状態の確認
- 六 生活相談
- 七 送迎
- 八 その他日常生活に必要な支援及び介助

（利用料等）

第 7 条 ユニット型指定短期入所生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該ユニット型指定短期入所生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

- 一 食費 1日当たり1,500円（朝食450円、昼食550円、夕食500円）
- 二 居住費 1日当たり2,066円
- 三 利用者が選定する特別な食事を提供した場合の利用料 実費
- 四 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎に要する費用 通常の送迎の実施地域を越えた地点から1km当たり100円
- 五 理美容代 実費
- 六 日常生活に要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用実費

3 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 8 条 通常の送迎の実施地域は中学校区（1 部小学校区）として長野郷・八幡・豊岡・乗附・片岡・第一・高松・並榎・塚沢・中尾・群馬南・箕郷（車郷小）・榛名（久留馬・下里見・里見各小）・安中第一とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次の点に留意するものとする。

- 一 主治の医師から指示事項等がある場合は、管理者又は従業者に申出ること。
- 二 体調不良等によりユニット型指定短期入所生活介護等の利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止する場合があること。
- 三 火気の取扱いに注意しなければならない。
- 四 事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意する。
- 五 喧嘩・口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 六 事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 従業者は、ユニット型指定短期入所生活介護等を提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は協力医療機関へ連絡する等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 12 条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - 三 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - 四 前 3 項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 虐待等が発生した場合、速やかに市へ通報し、市が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第 13 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に定める報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を女王業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

２ 入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入居者の家族及び市に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３ 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

４ 入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第１４条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後６ヶ月以内

二 継続研修 年１回

２ 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項等は、社会福祉法人長野会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成２９年 １月 １日から施行する。

この規程は、令和 １年１０月 １日から施行する。

この規程は、令和 ３年 ４月 １日から施行する。

この規程は、令和 ３年 ８月 １日から施行する。

この規程は、令和 ４年 ４月 １日から施行する。

この規程は、令和 ６年 ８月 １日から施行する。

別紙

1 食費・居住費の俯瞰軽減（補足給付）

費用区分	費用の額
滞在に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第1段階認定者 日額 880 円 第2段階認定者 日額 880 円 第3段階認定者 ① ② 日額 1,370 円 基準費用額 日額 2,066 円
食事の提供に供する費用	第1段階認定者 日額 300 円 第2段階認定者 日額 600 円 第3段階認定者 ① ・年金収入等 80 万円超 120 万円以下 日額 1,000 円 第3段階認定者 ② ・年金収入等 120 万円超 日額 1,300 円 基準額 ・世帯に課税者がいる者 日額 1,500 円 ・市町村民税本人課税者